

貴殿は個人契約に依るもの故一應確固の上方法を決し度候条四月二十五日正午迄に御出頭相成度く此段御通知上申候也

昭和五年四月二十四日

芝區白金三光町九八

佐野鉄工所

36
5.53
1171

労務第一三六二號
昭和五年五月二日

警視總監 丸山 鶴 吉

内務大臣 安達謙藏 殿
社會局長 官 殿

佐野鉄工所ノ労働争議ニ関スル件 (第一報)

要旨 四月廿六日争議開始後六日、勸諭書ヲ提出ス
四月廿八日事業主ヨリ謝停業ニ謝停業ヲ全額ニ於テ労働者
會見アリタルカ尚解決ノ曙光ナレ

標記労働争議ノ其後ノ経過ヲ記ノ通

記

交渉状況

(1) 従業員側ハ原係一ヲ代表トシテ数次事業主ニ會見シ労働者

A